

新婚世帯の皆様へ

北塩原村

北塩原村結婚新生活祝金

のご案内

詳細は
村ホームページを
ご覧ください



新婚世帯の皆様がパートナーと共に新生活をスタート
させるための費用を村が支援します。

申請受付 ※ 令和6年4月1日より開始

※予算の上限に達し次第受付終了予定



対象世帯等

祝金種別	支給要件	所得要件	支給額
新生活祝金	婚姻日における年齢が夫婦共に <u>40歳未満</u>	夫婦の直近過去1年間の所得額の合計が500万円未満	上限300,000円 (対象となる経費参照)
	婚姻日における年齢が夫婦共に <u>30歳未満</u>		上限600,000円 (対象となる経費参照)
結婚祝金	婚姻日における年齢が <u>夫婦いずれかが40歳未満</u>	—	100,000円
	婚姻日における年齢が <u>夫婦共に40歳未満</u>	—	上限100,000円 (新生活祝金を含む)

- ・夫婦が共に北塩原村に住民登録しており、住民票の住所が祝金を申請する住宅の住所地となっていること
- ・村税の滞納がないこと、本制度や他の住宅及び引越しに関する公的補助等を受けていないこと など

※その他要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

対象となる経費 (※)

- ・住宅の取得費用
- ・住宅のリフォーム用
- ・賃貸住宅の契約に基づく敷金、礼金、仲介手数料、賃料及び共益費
- ・引越費用 (家財の運送費用、荷造り等のサービス費用) 等

お問合せ先

北塩原村役場 保健福祉課 福祉係

〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作 3151

TEL 0241-23-3113 FAX 0241-25-7358